2026年11月13日

各　　位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
（コード番号：8316）

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第8条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上のため、機動的な自己株式取得を行うもの。

２．取得に係る事項の内容

（１）　取得対象株式の種類　　当社普通株式
（２）　取得し得る株式の総数　　85,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.1%）
（３）　株式の取得価額の総額　　2,200億円（上限）
（４）　取得期間　　2026年11月16日から2027年2月28日まで
（５）　取得の方法　　自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

３．消却に係る事項の内容

（１）　対象株式の種類　　当社普通株式
（２）　消却する株式の数　　上記２により取得した自己株式の全株式数
（３）　消却予定日　　2027年3月19日

※消却する株式の数は、上記２による自己株式の取得の完了後、改めてお知らせいたします。

（ご参考）2026年10月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	7,582,003,610株
自己株式数	20,246,176株

以　　上